

野田市教育委員会告示第13号

野田市就学援助規則（平成30年度野田市教育委員会規則第2号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和3年6月16日から施行する。

- 1 野田市児童生徒就学援助申請書
- 2 野田市児童生徒就学援助認定喪失（変更・辞退）届出書

令和3年6月16日

野田市教育委員会教育長 染谷 篤

年 月 日

(宛先) 野田市教育委員会

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市児童生徒就学援助申請書

児童生徒に係る就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

児童生徒が在学する学校				
児童 生徒	氏 名	生年月日	続柄	学年及び組
		年 月 日		
		年 月 日		
同一 世帯 員の 状況	氏 名	生年月日	続柄	職業等
		年 月 日	本人	
		年 月 日		
		年 月 日		
申請の理由 該当するものに○を付けてください。 (1) 生活保護を受けている。 (2) 児童扶養手当を受けている。 (3) その他 ()				
振込 先	金融機関名			
	口座番号	普通 当座		
	ふりがな 口座名義人			
同意書 就学援助を申請するに当たり、次の事項について同意します。 (1) 就学援助の対象者の要件について、野田市保有の公簿等により市の職員が確認すること。 (2) 就学援助の認定を受けた場合は、児童生徒が在学する学校の校長を代理人と定め、就学援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を委任すること。 (3) 就学援助の認定を受けた後に転出若しくは市外の学校へ転校をする場合又は就学援助費を野田市以外の市町村から受給していた場合は、就学援助費の支給が適正かつ円滑に行われるよう、市の職員が関係する市町村と必要な情報交換を行うこと。 <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>				

年 月 日

(宛先) 野田市教育委員会

住 所
届出者 氏 名
電話番号

野田市児童生徒就学援助認定喪失（変更・辞退）届出書

児童生徒に係る就学援助の認定の喪失（変更・辞退）を次のとおり届け出ます。

喪失（変更・辞退）年月日	年 月 日	
届 出 の 区 分	喪失	変更 辞退
届 出 の 理 由 又 は 内 容		
届 出 に 係 る 児 童 生 徒	氏 名	在学する学校